

播磨町都市計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、播磨町都市計画審議会条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、播磨町都市計画審議会及び常務委員会（以下「審議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会等を招集する場合は、会議開催の7日前までに開催の日時、場所及び議事の内容を委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会等（審議会等の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会等を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。

- (1) 播磨町情報公開条例（平成12年条例第26号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 審議会等を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会等の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(会議の議事録)

第4条 会長は、会議の議事録を調整し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 議決事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、会長が指名した2人の委員が署名、押印するものとする。

3 議事録は公開することができるものとする。ただし、次の事項については、この限りでない。

- (1) 発言した者の氏名
- (2) 発言した者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(会議への代理出席)

第5条 条例第2条第1項第3号に規定する関係行政機関若しくは兵庫県の職員である委員又は第3条第1項に規定する臨時委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、会長の承認を得て代理人を出席させることができるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。